

海外農業開発

MONTHLY BULLETIN OVERSEAS AGRICULTURAL DEVELOPMENT NEWS

1995 5



1995—5

揚子江流域の農業投資の実情と展望…………… 1

上海市への農業投資関連資料…………… 7

「海外農林業開発協力促進事業」制度のご案内…………… 16



揚子江流域の農業投資の実情と展望

中国社会科学院農村發展研究所

マクロ経済研究室長 孫 潭鎮

はじめに

皆さま、こんにちは。きょうは、揚子江（長江）デルタ・沿岸地域の農業投資の実情と展望について、ご説明させていただきます。話は4つの部分に分けて進めたいと思います。

第1は、今回、海外農業開発協会が調査対象地域とした、上海市、浙江省、江蘇省、安徽省と湖北省の4省1市の経済構造と農業の特徴について、第2は、4省1市の近年の外資企業の動向のうち、特に農業投資との関連について、第3は、この4省1市の農業投資のポテンシャル分野について、第4は、農業投資事業推進に当たっての留意点についてです。

1. 経済構造と農業の特徴

私が作成した「調査対象地域の経済構造と農業の特徴」と題した表をお配りしておりますのでご覧ください。この表から各地域の経済構造の特徴が浮き彫りになっているのがご理解いただけると思います。

調査対象地域の経済構造と農業の特徴（1993年現在）

	人 口 (万人)	一人当り GDP (元/人)	第一次産 業の比重 %	農村人口 (万人)	耕地面積 (万ha)	一人当り 耕地面積 a/人	農 業 総 生 産 (億元)	一人当り 農業総生産 (元/人)	一人当り 農家純収入 (元/人)
上 海	1,349	8,652	3.1	401	30	7.5	96	2,394	2,727
江 蘇	6,967	2,858	20.0	5,353	450	8.4	875	1,635	1,287
浙 江	4,266	2,850	21.5	3,582	166	4.6	500	1,396	1,746
安 徽	5,897	1,253	31.6	4,894	432	8.8	519	1,060	725
湖 北	5,653	1,827	30.3	4,078	339	8.3	501	1,229	783
全 国		2,648	21.2						922

資料：「中国統計年鑑-1994」中国統計出版社、1994年11月、北京。

まず、経済發展の水準を表す指標として、一人当たりのGDPを出しております。1993年現在の全国の平均水準は2,648元ですが、この平均水準を100%とすれば、この4省1市の間には大きなバラつきが認められます。最も高いのは上海市で、全国平均の326%に当たります。次は江蘇省、浙江省ですが、両省は揚子江の下流地域に位置し、海に面しております。共に全国の平均水準をやや上まわる108%です。4省1市のなかで一番遅れているのは安徽省で、全国平均水準の47%しかありません。湖北省は、全国平均水準の約70%ぐらいです。

今回の調査対象地域で共通するもののひとつに、人口密度が高いことと土地資源がそんなに豊富でないという点があげられます。もちろん、未開墾の鉾山、あるいは耕地もありますが、土地資源を広げるとなれば、江蘇省と浙江省あたり、ここは海の干拓に若干の余地を残しております。1人当たりの耕地面積でみていただくとより明確になります。農村人口の1人当たり

の耕地面積は、一番多い方の安徽省でもたいしたことはなく、同省の農家単位、世帯単位で考えてみますと、平均3～4人前後となり、例え4人で計算しても0.4ヘクタールぐらにとどまります。九州の農家の平均経営規模が現在0.5ヘクタールですから、これよりもまだ小さいというのが実情です。

日本の農水省の研究によると、いわゆる東アジアが近代的な農法をもって生産性の高い農業を展開するには、22ヘクタールから30ヘクタールの間が適性規模だそうです。中国でも、近年こういう農村部の郷鎮企業、つまり農村企業の勃興により労働力がどんどん流出し、いわゆる日本がかつていわれたところの“三ちゃん農業”が出現してきております。そこで、この傾向が顕著な江蘇省、上海市、浙江省では大規模な近代農業を育成するという対応策が検討されています。中国内の研究でも適正経営規模の最低面積は15ヘクタールで、それ以下だと農業機械は無駄になると指摘しております。したがって、土地の制限という点にはよく注意を払う必要があります。

また、農業生産性については、1人当たり農業総生産という数字が公表されております。一番高いのは上海市で、一番低いのは安徽省です。全国の平均水準は922元ですが、上海市は全国平均の数字を出しておりません。しかし、一番低い方の安徽省を100%として計算しますと、上海市が226%、江蘇省が154%、浙江省が132%、湖北省が116%になります。

江蘇省と浙江省は、経済全体の水準からいえばほぼ同じ地位にありますが、農業の生産水準からみると、江蘇省の方が浙江省より少し高いという数字になってます。これは江蘇省が、いまでも集団経営という形を残しているからでしょう。具体的にいきますと、郷鎮企業で儲かった工業利潤を現地の政府の力により農業に移転させるといふ政策が、この10年間ずっと取られてきているからです。これに対し浙江省は、農村部で勃興したいわゆる近代経済というセクターのほとんどが、個人経営という状況下であり、地方政府もいままでのところ農業に大きな力を入れてきたとはいえません。江蘇省のように工業で儲かった利潤を農業に移転するという政策を取っていない結果、このような現象が起これ、こういう数字になって表れたのだろうと私はみております。

これとの関連で、現在の市場の購買力を表す農家一人当たりの純収入という数字があります。全国の平均水準は922元ですが、それぞれをこの全国平均水準で比べますと、上海市の場合は2,727元で約3倍となり、市場性という面で全国一の高さとなります。2番目の浙江省は1,746元で約2倍、江蘇省は約1.4倍ですが、安徽省は79%、湖北省は85%で、全国平均水準より低くなっております。

経済発展の水準、農業生産の水準、農家所得の水準といった3つの要因を総合的にみますと、上海市は3つともトップレベルにあります。江蘇省と浙江省の経済発展の程度は同じぐらいですが、農業生産の水準では江蘇省が若干上まわっております。ただ、農家所得という点では浙江省の方が高いという数字が出ております。湖北省と安徽省については、両省とも揚子江の中流域に位置しており、それほど内陸ではないのですが、経済発展をしている沿海他省と比べると遅れているといつてよいでしょう。

2. 外資企業の動向

次に皆さまが中国進出を考えるおりの不可欠要因の一つである労賃の水準について触れさせていただきます。最近になって中国は農村地域の農業賃金という統計を出すようになってきて

おります。この統計によると、全国の労働者1人当たり平均水準は、2,290元です。今回取り上げている地域がどの程度かといいますと、上海市が4,655元で、全国平均の2倍、浙江省が3,248元で1.4倍、江蘇省が2,451元で、全国平均をやや上まわっております。これらに対し、湖北省は2,045元で全国平均の89%、安徽省は1,872元で全国平均の82%にとどまっております。

中国は昨年から労働に関する法律を定め、外資系企業に最低賃金制度の導入を義務づけるようになりました。ここでは、各地方政府がその賃金水準を公表しますが、外資系企業に働いている労働者の賃金水準は、地方政府が示す賃金水準の1.5倍以上でないといけなしとしています。具体的な数字は各地方によってかなり違いますが、北京市の最低賃金水準を例にあげますと、月額210元です。

今回の調査対象地域でも、基本的にはこの農業賃金水準がベースになるのですが、経済構造と農業の発展段階によって毎年変わっていきます。

また、4省1市の近年の外資企業の動向についてですが、結論を先にいいますと、どの省でも他の産業分野と比べると、農林畜産業に参入している外資系企業の数および金額はかなり少ないといえます。

具体的にいいますと、上海市は93年末までに外資58社ぐらいが、農林業分野への投資を希望し、契約ベースでは1億3,000万ドルを記録しております。江蘇省のそれは180社で、契約ベースではおおよそ3億ドルです。この数字からもおわかりいただけるように、どちらも非常に規模の小さい事業になっております。浙江省の場合は85社で、金額は5,000万ドルくらいです。安徽省での合併は、農業関係が3件、林業関係が25件で、合わせて28件、これを金額ベースにすると2,200万ドルぐらいしかありません。

以上が、今回対象にしている4省1市における近年までの外資参入の現状です。

3. 投資のポテンシャル分野

続きまして、これら4省1市における農業投資のポテンシャル分野につき、いくつかの側面からみることにいたします。

上海、浙江、江蘇の2省1市は、揚子江の下流域地域にあり、海に近いという共通項をもっております。輸出型の生産事業、あるいは流通加工事業を行う場合、これらの地域は交通の便がよいという地の利を得てます。

また、他の地域に比べ、おおむね国内の所得水準と所得の伸び率が高いので、中国内向けの生産は、所得弾力性のある、いわゆる成長農産物が有望とみられます。新鮮野菜、果物、肉類の市場性は、他の地域より優れているのは間違いありません。

しかし、この地域は元来、耕地そのものがそんなに豊富ではありませんから、今後、都市化のテンポが他の地域よりかなり早く進むと予想されますので、いま取得した農地で農業が行えても、近い将来、例えば5年とか10年、あるいは20年というタームで事業を展開するのはいかなものでしょう。取得した農地が都市化の波に押され、都市の一部になってしまうという可能性が十分考えられるからです。そうすると、土地そのものの資産価値の高まりは加速するでしょう。こうした傾向は、すでに上海市周辺と浙江省ならびに江蘇省の海に面しているところに顕著に現れています。

例えば、江蘇省の無錫、蘇州、常州、上海までの線と、浙江省の杭州を中心とする地域は、この10年のうちに確実に都市化されしまうと予想されます。

中国では、ここ2から3年の間に、特定の地域に人口が集中するという現象が顕著になってき、都市圏というものができつつあります。これら都市圏を形成しつつある地域を大まかにいいますと、一つは珠江デルタ地域です。これは広東省の広州市が中心ですけど、この辺りは、今後10年から20年のうちに、3億から5億人ぐらいまで人口が集中するのではないかと私はみております。もう一つは、上海、無錫、蘇州ならびに杭州を中心とする地域、つまり、揚子江デルタ地域です。ここにも3億から5億人の人口が集中するものと予想されます。北の方は、北京、天津、唐山を中心とする河北地域です。黄河が海に注ぐ地域を中心に、同じく3億人前後の人口が集中するものとみられます。

農業投資は、農業のもつ特徴からこうした長期展望を踏まえることが不可欠といえましょうが、いまの江蘇省、浙江省、上海市の農業の実情を日本との関係でみますと、日本で使われている原材料の生産をすることのほかに、現地の高い所得の伸びを促進するために日本に出している側面があります。したがって、今後、この生産物の一部分を現地市場に回すということも視野に入れれば、やはり、所得の伸びが高いという階層が消費者になるでしょうから、品質のよい農産物を生産するべきだし、それが採算に合う事業だと私はみております。

その場合、上海市周辺でいいますと、土地をそんなにたくさん使わない施設園芸が一番有利ではないかと考えております。他のものを手掛けても、土地使用型の農業では先ほど指摘したような理由で無理があると判断されるからです。浙江省と江蘇省につきましては、いまのところまだ土地が安いので、少々土地利用型でもいいのですが、それでも成長農産物が中心でないと、長期的には採算に合わなくなることが予想されます。

さて、これらの地域に対し、湖北省と安徽省はどうかといえますと、いまのところまだかなり経済水準が低く発展途上の段階にありますので、土地利用はそれほど難しくありません。インフラ整備という面では、上海、江蘇省、浙江省と比べると少しばかり遅れていますが、省政府は急ピッチで道路、港湾さらには通信施設の整備などに力を入れております。また、労働力という点でも依然豊富で、労賃も低い水準にとどまっております。

安徽省の黄河に近いところでは、一部ではありますが比較的に規模の大きい農業をやる余地があり、この地域では、綿とか食糧の生産を行える可能性が高いとみられます。

湖北省は、従来から食糧の主産地ですが、これに加えて畜産を振興する余地がかなりの程度あるようです。

4. 投資事業での留意点

農業投資事業を推進するにあたっての留意点に話しを移させていただきます。近年の事例を参考にしますと、大枠4点に分けられると考えております。第1は、中国における経営人材、あるいは事業人材の育成をからめたパートナーの選択です。第2は、どういうステップで入るかという参入分野の選考と、参入戦略の策定です。第3は、参入時期とチャンスの把握です。第4は、柔軟性と多角化経営についてです。

以上の4点のうち、まずパートナーの選考と人材育成に関してですが、いま中国に進出するには3つの形態が考えられます。一つは100%の外資、中国で独資とよばれるものです。これは、特に工業の分野と流通加工業の分野に多くみられますが、農業の場合は、ご存じのように土地との密着性があって、地方と交渉する部分が多々ありますので、100%独資はなかなかやりにくいのではないかと思います。そのため、実際にやっているもののほとんどが合弁ある

いは合作の形をとっており、独資はほとんどありません。

今後、皆さまがたが投資されるとなれば、やはり合併または合作の形態をとるのが現実的で、コマーシャルベースでの事業展開になると思われます。そこに多少の政府の援助があったとしても、基本的には、コマーシャルベースであることに変わりありません。

外資が行う投資事業は、最終的に利益が上がらなければ成功とはいえません。中国の場合、農業分野に限らず、どんな事業でも経営に参画する人材が違えば、利益性が全く違ってくるといのが実情ですから、適当なパートナーをいかに探し出すかが大事なところです。この点は既に進出している企業の大変苦勞したところでもあります。

現地の外資担当の官庁、対外経済貿易委員会、あるいは農業分野を所轄する農業局、林業局などは、下にたくさんの会社を持っておりますので、これら機関に接触すると、多くはそのなかから適当な会社を紹介されます。これが第1のステップで、次が人材です。私は、若くて学歴も高く、大卒以上でないと、これからの経営事業は担当していけないとみております。したがって、そうした要件を備えた人材をみつけたら、彼らとある程度付き合い、そのうえで信用できると判断されれば、その人間を現地の経営アシスタントに採用する。私は、このようなステップを踏むことをお勧めいたします。

ここで重要なのは、中国の現状からして人材を市場から雇う、あるいは高い給料を出せば人材がやって来るという考えをもたないことです。中国の場合、人材は、基本的には仕事をやっているうちに育てるという長い目が大事だと私は思っております。なぜかといいますと、中国の現状では、労働市場というものが未発達で、日本みたいな人材派遣会社とか人材バンクというのがありませんので、いまの時点で外部からいきなりこういう経営人材を導入するというのは不可能に近いからです。したがって、中国への進出には、パートナーの選択、経営陣の選択、人材の育成が欠かせません。中国ではよく新聞に法制度を整備中という記事がでます。これは根回しの仕方により不可能なことを可能にする。あるいは、できるはずのものが根回しのまずさによってできなくなってしまうという意味です。現状がこのようになっている限り、事業の成否はやはり現地のスタッフがこういう面も含めて有能かどうかにかかわってきます。

2点目は、参入分野の選考と参入戦略の策定ですが、基本的には投資を希望する企業が得意とする分野で参入するのですが、その場合でも現地の事情に詳しい専門家のアドバイスは必要でしょう。どういうステップから入り、どういう手順で進めるかという詳細な計画作りにつきましては、93年以降、中国投資コンサルタントとか、法律面での専門的な事務所とか、あるいは、会計士事務所という、仲介組織がいくつも誕生してきておりますので、こういうところが相談にのります。これまでトラブルが起きてから対応し、手遅れになった例も少なくありません。

3点目は、参入時期とチャンスの把握についてです。ご存じのように中国が1978年に市場経済改革に着手してから今年で16年目になりますが、その間、4年に一度の割合で景気循環が起きております。このときの谷と底の高低差は大きく、これを経済成長率でみますと高い年では14%とか18%に達し、一番低い年は4%まで下降してます。こうした推移が繰り返されるならば、ピークのときに参入した外資は生産要素の調達、土地とか生産資材など、すべてを高く買わざるを得なくなりますので、結局は採算がとれず撤退に追い込まれる危険が高くなる。そういう例が、最近よくみられます。

したがって、参入は過熱した経済成長が下火になって上向こうとしている時期がいいのは当

然です。近年では、92年、つまり、いまから3年前に4回目のピークがあり、93年7月に中央政府が経済引締政策を打ち出してからは下降期に入ります。この引締策は16項目からなっておりますが、重点は金融引締で、以来、今日まで約1年半余り経過していますが、景気は引き続き下がっているといつてよいでしょう。

そこで、農林業分野への参入をするうえで今年はいいい時期だろうと私はみております。もうすこし具体的にいいますと、第1は、全国的に厳しい金融引締が行われているため、中国に外資が導入されても、国内の人民元の供給がなければやっていけないという状況があります。今年は農業以外の産業に対しては、銀行ローンの提供が厳しく制限されるものの、農業分野の外資に対しては先月終わった中央農村工作会議で人民元の供給を確保する方針が打ち出され、金融面で優遇措置を講ずることが確認されております。

第2は、多くの生産品にとっての国内市場が飽和状態にあるにもかかわらず、農産物の方は品質がよければ売れるという現象が昨年から続いております。このような農業分野の景気は、あと2〜3年は続くだろうと私はみております。

第3は、生産資材がかなり安くなっております。土地を例にとりますと、93年の引締直前の価格はべらぼうに高く、上海付近ではムー（1ヘクタールは15ムー）当たり20万元もしました。中国はムー当たり単位で農地使用権の売買交渉を進めていますが、そのときは10万元から20万元、ひどいところは30万元も要求されたといわれます。この土地代がいまはおよそ5万元から10万元に下がっているのですからえらい違いです。

建設資材の価格も同様の推移をたどっております。進出にあたってはいくつかの建物をつくることになりましょうが、その場合、コストの40％は建築用の鋼材、セメントなどです。鉄鋼価格のピークは93年の7月前後で、トン当たり、4,400元してましたが、昨年末には一時ながら2,400元まで下がりました。今年に入ってからはいさしずつ上がりはじめており、現在は2,800元から3,000元ぐらいになっています。セメントの価格もピーク時に比べると40％ほど安くなっております。

労賃については、下がるというより上がる傾向にあります。いま述べました金融、土地、生産資材等の動向をバランスにかければ、いまは安い時期に入ってきたといえるでしょう。

次に経営の柔軟性と多角化といった点ですが、長期間にわたり事業を展開するおり、欠かせない要因の一つであると私は考えております。中国はご存じのように、いま発展性に富む環境に置かれており、いわゆるブームとなるような産業、あるいは商品がどんどん現れてくるのですが、そのサイクルというか生命周期が非常に短いというのも事実です。特定の商品ひとつだけしか手掛けなかった結果、すぐにピークを過ぎ、厳しい経営に直面するという例がよくあります。

したがって、いまの中国のような、起伏が激しいダイナミックな経済に対応するには、ある程度の柔軟性と多角化を念頭に置いたうえで進出するのが大事だと私はみております。

そろそろ与えられた時間がまいりましたので、ここで終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

* 本稿は、去る3月15日に海外農業開発協会が主催した「長江デルタ・沿岸地域における農業分野での民間投資のポテンシャルティ」と題したセミナーで、講演者の一人として中国から招いた中国社会科学院農村発展研究所の孫氏の報告要旨をまとめたもの。

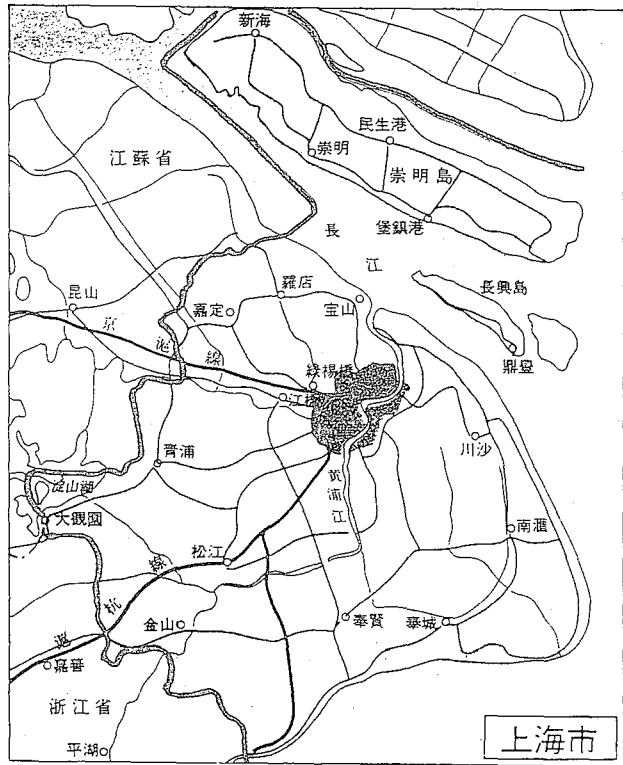
<上海市への農業投資関連資料>

1. 農業分野での外資参入に関する政策・規定

(1) 外資導入産業指導要項

a. 投資奨励分野

- 1) 荒山、荒地、山腹および砂浜の開発、中低産農田の改造
- 2) 食糧、棉、油、糖、果樹、野菜、牧草など農作物の優良品種の開発
- 3) 野菜の無土栽培、一体化生産技術
- 4) 植林および優良品種の導入
- 5) 優良種畜種禽品種の育成（中国固有の優良品種を除く）
- 6) 希少な水産品の養殖、遠洋漁業
- 7) 配合飼料、添加剤および飼料タンパク質原料の開発



- 8) 野菜、果物、肉、水産品の貯蔵、保鮮の技術、設備
 - 9) 林業産品の総合利用技術、産品
- b. 制限分野（出資の比率により中国側が決定権を持つこと）

- 1) 希少樹木の木材加工、輸出
- 2) 近海および内陸水域の漁業

c. 禁止分野

- 1) 保護される野生動物・植物資源
- 2) 中国の希少な優良品種（栽培、畜牧、水産産品の優良遺伝子を含む）
- 3) 動物・植物の自然保護区の建設

(2) 投資の形態

投資の主な形態としては、合弁企業（中外合資経営企業）、合作経営企業（中外合作経営企業）と100%外資企業（外商独資経営企業）がある。

a. 合弁企業

外国の企業、その他の経済組織および個人と、中国の企業およびその他の経済組織が、中国の法律に基づき、中国政府の許可を得たうえ、中国国内で設立する有限責任企業である。投資双方は、出資の比率にしたがい協同経営をし、利益を配分し、危険と損失を

分担する。出資は現金、建物、機械設備、その他の資材、技術・ノウハウ、土地使用権などをもって行う。ただし、外資側の出資比率は25%を下がってはならない。投資双方は契約期間内に、投資の撤廃はできない。

b. 合作経営企業

外国の企業、その他の経済組織および個人と、中国の企業およびその他の経済組織が「中華人民共和国中外合作経営企業法」に基づき、中国政府の許可を得て、中国国内で設立する経済組織である。合作経営企業の双方は、権利と責任、投資と合作の条件、利益の配分あるいは製品の分配、危険と損失の分担、経営方式および合作企業の中止時の財産の処分などの事項につき、契約をもって具体的に決められる。経営形態としては、中国国内に法人格を持つ企業を設立できる。また、法人企業を設立せずに、一部のプロジェクトについて、双方が契約に基づき、経営の責任、義務を分担することができる。

中国側は、土地、自然資源、労働力、サービス、および工場建物、設備、施設などを提供し、外資側は資金、技術、主要な設備と一部の原材料を提供する。合併企業と異なり、必ずしも貨幣を用いて株式比率を計算しなくてもよい。利益の配分も契約に従って行う。

c. 100%外資企業

「中華人民共和国外資企業法」に基づき、中国政府の許可を得て、中国国内で資本金が100%外国の出資によって設立される企業である（外国企業、その他経済組織の中国事務所は含まない）。その前提条件としては、中国の経済発展に役立つこと、先進的な技術・設備を導入し、または製品の大部分を輸出すること。外国当事者は、干渉されずに許可された企業定款に従い、企業を完全に管理することができる。

(3) 投資手続き

a. 許可権

外国投資に対する審査・許可権限については、国家の定めた国务院主管機関が持つものを除いて、各省・市の外国投資主管機関およびこれに権限を授けられた地方人民政府と関係機関が持つ。

具体的に、沿海部省・直轄市では、総投資金額が3,000万ドル以上、内陸省・自治区では、総投資金額が1,000万ドル以上の生産型プロジェクト、および規定されたその他のプロジェクトの審査・許可権は、国务院主管機関が持つ。これ以外のものの許可権は、各省・市および地方人民政府と関係主管機関が持つ。

b. 申請の手続き

- 1) プロジェクト申請の提出（中国側の当事者から外資主管機関に提出、許可された後、工商行政管理機関に企業名称登録の申請を行う）
- 2) 可能性分析報告書の提出（資金、立地、技術、設備、原材料、収益性、外貨調達、インフラ・基礎施設などを外資主管機関に提出）
- 3) 契約、企業定款の提出（中国側の当事者から外資主管機関に提出）
- 4) 投資許可証の申請（中国側の当事者から外資主管機関に提出）
- 5) 営業許可証の申請（投資許可証が発行された後、工商行政管理機関に提出）

(4) 投資に係わる税制

a. 法人税（企業所得税）

法人税は、30%の国家所得税と3%の地方所得税を合わせた33%を徴収する。経済特区と国家レベルの経済開発区での税率は15~24%程度である。

生産型企業が契約期間10年以上の場合は、利益を獲得する年から起算して、1年目と2年目の法人税が免除され、3年目から5年目までは法人税が半額減税される（「三減二免」優遇政策）。

農林牧業分野と経済の立ち遅れている地区に投資する外資企業に対しては、「三減二免」優遇期間が終わっても、申請があれば税務機関の承認により、10年間は15~30%減税される。

また、経済技術開発区での農林牧業分野の生産型企業に対しての税率は15%である。

製品輸出の企業に対しては、税法に規定された減税期限の満了後も輸出製品の年間売上高が同年の総売上高の70%以上に達する場合、法人税は半減される。また、ハイテク産業に対しては、減免税期限の満了後も、3年間半額減税される。

外資企業は損益が発生したさい、次の納税年度の所得で損失を補填することが認められ、この補填期間は最長5年間まで延長できる。

このほか、利益の配当分を中国国内で再び投資する場合に限り、税務機関は再投資した利益分に課した法人税の40%を当事者に還付する。

b. 売上税（増値税）

売上税の税率には基本税率（17%）と、低税率（13%）、および零税率（免税）の三種類がある。低税率を適用する農業生産および加工の品目には、次のようなものがある。

1) 食糧、食用植物油

食糧の品目：小麦、米、トウモロコシ、コウリャン、粟、大豆および雑穀と加工した小麦粉、精米、トウモロコシなど

食用植物油の品目：胡麻油、落花生油、大豆油、菜種油、ぬか油、ひまわり種油、棉実油、トウモロコシ胚の油、茶油およびこれらの油を原料とした混合油

2) 飼料

主に養殖用の飼料だが、単一飼料ならびに配合飼料を含む。

輸出産品の売上税率は零とし、徴収した後、還付する形を取っている。

産業生産者が販売する栽培業、養殖業、林業、畜産業、水産業の一次生産物の売上税は免除される。

c. その他

1) 新しく開発された荒地、荒山、砂浜、水面での農林牧業生産品は、利益が出てから、1~3年以内に農林牧産税の徴収が免除される。

2) 外資企業には車・船の登録税、個人所得税を課している。

3) 外資企業の法人税およびその他の税制についての詳細は、関係法律、法規、条例を参照いただきたい。

(5) 為替管理

外資企業の外貨調達については、原則として該当企業の製品輸出によって、外貨収支の均衡を維持するようにしているが、外資導入の促進を図り、外資企業の外貨収支の均衡を

維持させ、その合法的な利益の海外送金を保証するため、中国政府は以下の策を講じている。

- a. 外資企業は中国が輸入でまかなっている製品を生産した場合、その製品の品質、規格、輸入状況により、承認を得たうえ、国際価格で外貨を活用した国内取引ができる。
- b. 外資企業が導入した先進技術で輸入品の代替品を生産した場合は、承認を得て売買双方の協議のうえ、外貨で国内取引ができる。
- c. 外資企業は外貨収支の均衡を維持するため、承認を得て国産品を輸出することができる。
- d. 外資企業が外貨収支の均衡を維持できなくなった場合、人民元利益分をほかの外貨の獲得可能企業に再投資することを認めている。その際、再投資分の法人税は還付され、獲得した外貨利益も海外送金できる。
- e. 外国投資家が中国で複数の外資企業を設立した場合、中国の当事者の合意と為替管理機関の承認を得たうえ、投資した企業間での外貨の調達ができる。

また、外資企業は為替市場（外貨調整センター）で外貨を自由に売買することができる。

(6) 労働力の調達事情

外資企業は中国人労働者を雇用する際に、雇用契約書を必要とし、そこに雇用、解雇、報酬、福利、労働保護、労働保険等について、明記する必要がある。このことについて、「中華人民共和国外資企業法」、「中華人民共和国中外合資経営企業法」および「中華人民共和国中外合作経営企業法」は、明確にしていない。そこで1994年7月に公布された「中華人民共和国労働法」の中から、関係する条項をひろっておく。

a. 労働契約

労働契約は、書面の形で締結し、①契約期間、②勤務内容、③労働保護および労働条件、④労働報酬、⑤就業規則、⑥労働契約終止の条件、⑦違反責任の条項を必要としている。

b. 勤務時間と休暇

一日の勤務時間が8時間以内、週平均勤務時間が44時間以内と定めている。

c. 給与

最低賃金保障制度を設けており、基準は各省、自治区、直轄市の人民政府により制定され、国務院に報告するとしている。

d. 女子労働者と未成年労働者の特別保護

女子労働者と未成年労働者は特別に保護される。未成年労働者は16歳以上、18歳未満の労働者を指す。

e. 社会保険

使用者と雇用者は社会保険に加入することが義務づけられ、保険料を支払わなければならない。

(7) 農産物生産・流通面における規制

- a. 現在、相当部分の食糧の生産・流通は国家の買い上げ計画（定購任務）に規制され、棉、煙草、まゆ、特殊漢方薬材（中薬材）は国家の統制下に置かれている。
- b. 一部の輸出産品は、輸出許可証の実施対象になっている。輸出許可証の発行は、企業の年度計画によって半年ごとに行う。農産品の輸出許可証の発行については、次の三種類がある。①経貿部が許可証を発行する対象産品、②経貿部の各地での出先機関（駐各地特派員弁事処）が許可証を発行する対象産品、③各省・自治区・直轄市の経

貿庁（委）、外貿局が許可証を発行する対象産品。

- c. 外資企業は、該当企業の経営範囲内で、生産した輸出許可証の対象外産品を輸出する際に、税関に輸出契約等の書類を提出すれば、輸出ができる。

2. 上海市における農林畜産業の概況と外資参入の動向

(1) 上海市の経済社会概況

上海市は市街区域（市区）と郊外農村部（郊区）に分けられている。

上海市の郊区は188の郷、46の鎮から構成される。このほか、15の国営農牧場がある。

郊区の土地総面積5,547万9,700km²のうち、耕地総面積が31万7,800haである。

上海市の総人口は1,289万3,000人（1992年）で、うち郊区人口が529万4,400人、総人口の41%を占め、また、郊区人口のうち、農業人口が403万800人、郊区人口の78%を占めている。

上海市郊区における人口密度は最も高く、954人/km²に達し、農業人口一人あたりの耕地面積が約0.079ha弱である。

農業人口のうち、労働力は243万8,000人で、労働力一人あたりの耕地面積が0.13haである。しかし、労働力のうち、実際の農業就業者（農林牧副漁業）は66万1,000人で、労働力に占める割合がわずかに27%に過ぎず、ほかには、郷鎮工業、建築業、運輸業および商業・サービス業などいわゆる非農業就業者である。

1992年に、上海の農村生産総額（農村経済総収入）は633億元で、うちわけは、農業62億3,000万元、農村工業478億6,000万元、農村建築業40億元、農村運輸業8億2,000万元、農村商業23億5,000万元である。また、農業総生産額に占める割合は、栽培農業41.8%、畜産業45.7%、漁業11.5%、林業・副業1%となっている。各種費用を除く農村所得（農民純収入）は128億7,000万元で、うち郷鎮企業・村集団経営（村集体経営）が104億5,000万元、農民家庭経営が24億元である。農村所得から税金および集団に納める上納金（集体提留）を除いた後の農業者一人あたりの所得は1,598元である。

上海は中国の最大の都市であり、インフラの面において比較的整備され、特に近年は大規模なインフラ整備が行われている。1992年から、浦東新区の開発を中心に郊区各県および各農業行政機関（農業部門）は積極的にこの開発に加わっている。各県でも、主要道路、商業施設および水道・電力・ガス施設等の整備建設が行われている。

(2) 外資参入に係る投資環境

a. 外資参入に対する優遇措置

上海市では外資参入を奨励するため、中央政府の関係法令・政策のほかに、税金、料金徴収および手続き等については、市の特別優遇措置として次のものを挙げている。

- 1) 生産型企業への所得税率は24%とし、上海市経済技術開発区および浦東新区内での生産型企業の所得税率は15%とする。
- 2) 製品輸出企業およびハイテク技術産業は税法で規定した免税期間が終わっても、3年間の地方所得税を免除し、その後さらに3年間の地方所得税を半額減税する。また、製品輸出企業は、地方所得税免税期限を満たした後も、輸出製品の年間売上高が同年の総売上高の70%以上に達する場合は、さらに、地方所得税を免除する優遇を与える。

- 3) 上述した製品輸出企業およびハイテク技術産業の土地使用料については、都心部繁華街を除いて、企業設立から起算して3年間の徴収が免除され、第4年目から50%に半減する。また、これらの企業が使用する水道・電気・ガス料金規準等は、市の国営企業と同じ扱いとする。
- 4) 製品輸出企業およびハイテク技術産業に対し、水、電力・ガス等の供給、運輸条件および通信施設を最優先に提供し、また、銀行も優先的に短期資金およびその他必需資金の融資を行う。
- 5) 投資手続きに関する許認可権は、総投資額3,000万ドル以下、1,000万ドル以上のプロジェクトは市外資委が持っている。総投資額1,000万ドル以下のプロジェクトには、各区・県政府ならびに関係主管局が持っている。また、許認可機関の審査期間は、申請を受けてから30日以内とする。

b. 近代農業開発区の建設による投資環境

「上海孫橋近代化農業開発区」（略称、農業開発区、以下同）の設立は、農業分野における外資誘致の一環として、上海市浦東新区管理委員会の許可のもとに、1994年初頭から正式にスタートした。これは、浦東新区における近代的農業の建設および都市と農村の一体化（城郷一体化）を加速させることを目的としている。

農業開発区は浦東新区の孫橋郷域内、川楊河南岸に位置する。

農業開発区の開発を担当する「上海市浦東近代化農業開発有限公司」は、浦東新区管理委員会の直接管理下にあり、国家と集団の協同経営の有限責任公司で、資本金は1億5,000万元である。

農業開発区の計画総面積は4 km²で、段階的に開発して行く方針をとっている。現段階では、農業開発における三つの特殊な基地、すなわち、特殊水産養殖基地、特殊畜禽飼養基地および品質の優れた野菜・果物・花卉・米生産基地を建設することに重点をおいている。将来の目標は、五つの開発区域（小区）、すなわち、特殊水産開発区域、特殊畜禽開発区域、品質の優れた野菜・果物・花卉・米開発区域、農産物加工・ハイテク生物技術開発区域および遊覧観光区域の形成である。

農業開発区は、以下のような良好な開発条件を備えている。

- 1) 立地・交通条件：農業開発区は、長江ハイテク技術園区（高科技園区）に3 km、金橋輸出工業加工区に5 km、陸家嘴金融貿易区に10 km、外高橋保稅区と港区に20 km、上海内環線道路浦東路段に3 km、また、上海浦西に車で20分、計画中の浦東第二国際空港に10 kmで、この間の道路網は整備されている。
- 2) 自然条件：温暖な気候、豊富な日照、平坦な地勢、肥沃な土壤等から農林牧畜業に適し、第二、三次産業の総合開発にも適している。
- 3) 優遇政策：浦東開発新区の優遇政策が適用されるほか、農業開発区の特別優遇政策もある。例えば、土地賃借・不動産開発費用が低く、農業プロジェクトに対する融資の優先、減免税の優遇、自由な産品の輸出権などがある。
- 4) 比較的よい基礎：農業開発区はもともと孫橋農場の基礎の上で拡充され、既に開発の基礎と相当な経済力があり、域内に栽培、養殖、加工業がある。また、農場の四つの分場がある。道、橋、川、灌漑用の用水路などがある程度整備され、果物、畜禽の生産も盛んである。

c. 上海市の農産物輸出入貿易公司

1) 割り当てられた経営権を持つ農業貿易公司是次の4社である

「上海糧油進出口公司」: 食糧食用油の輸出入貿易業務

「上海食品進出口公司」: 各種食品の輸出入貿易業務

「上海畜産品進出口公司」: 畜禽およびその製品の輸出入貿易業務

「上海土産進出口公司」: 特産品の輸出入貿易業務

2) 「申隆国際貿易公司」: 上海市農業委員会に直属、割当制度以外の農副産品の輸出入業務

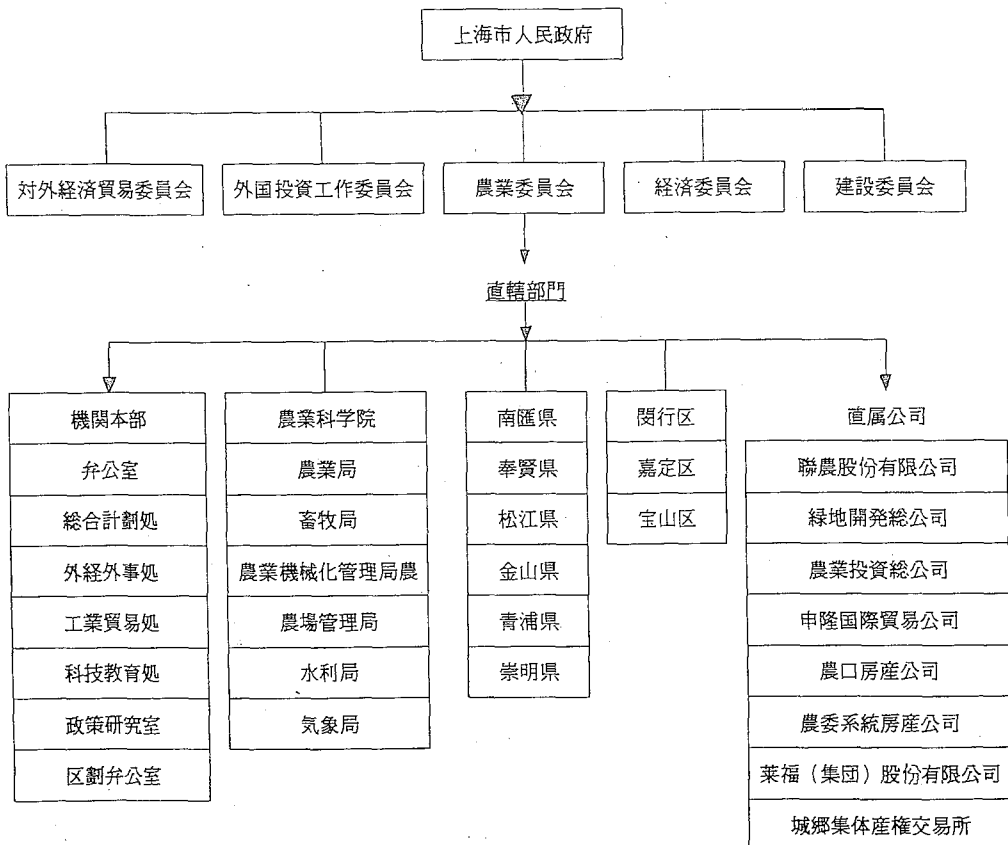
3) 上海市農業行政機関の組織は下図を参照

(3) 上海市の農林畜産業の概況および外資導入の動向

a. 農林畜産業の概況

上海市は、中緯度の大陸沿海部に位置し、北亜熱帯の海洋性気候下にある。年平均気温は15℃、年平均降雨量は1,000mm、6月中旬～7月中旬は梅雨季で、連続降雨20日以上のこともある。降雨量の60%は、台風の襲来する5～9月に集中している。年中霜の

図 上海市農業行政機構及び農産品貿易公司



降らない期間（無霜期）は225～235日。平均海拔は4mで地勢は平坦、長年の耕作により土壌は肥沃である。郊区には、河川の水路網が広がり、海水と淡水資源が豊富である。また、揚子江の上流から運ばれた沖積土は、豊富な砂浜資源を生み出している。

上海農業は典型的な域効農業の特徴を呈している。以前は、食糧・綿の生産を中心に、野菜生産、養豚に重点がおかれていた。近年は、農民の消費する食糧の確保と上海市の副食供給基地の建設に重点がおかれ、豚、禽、卵、乳、魚と野菜の生産に力を入れている。農産品の商品率は75%に達し、輸出農産品が農産品の売上高の10%以上を占めている。

上海郊区は工業化大都市の支援を受け、経済社会的な力が大きい。農業の技術水準が高く、ほとんどの耕地が電力による灌漑設備を導入し、科学肥料、農薬の使用量は国内では高水準にある。上海郊区農業の農地整備、農業科学技術の普及についても、国内では先進的な水準にある。

上海郊区の農業生産の目標は、食糧・食用油の栽培面積の安定を図り、農民の消費する食糧・食用油を確保し、21億5,000万キロの食糧生産量を実現することである。現在は、1,000頭以上規模の養豚場が436カ所、100頭以上規模の乳牛場が170カ所、1万羽以上規模の産卵鶏場が146カ所、10万羽以上規模の肉用養鶏場が35カ所、魚養殖面積が16万1,700ムーある。豚の出荷は320～340万頭、乳牛の飼養は6万頭、産卵鶏は400万羽である。野菜面積は15万ムーで、うち、施設栽培面積は2万ムー、年間の野菜出荷量は125万トン、一日平均3,000トンにのぼる。また、自給率については、豚肉25～30%、卵70%、野菜75%、鮮牛乳100%である。

上海の今後の農業方針は、高産、優質、高効率に向けて開発していくことである。具体的に、以下の三つが挙げられる。

- 1) 栽培業の合理化：食糧、食用油作物の栽培面積を確保するとともに、経済作物の栽培面積を適度に拡大させ、単位面積の生産額高の向上を図る。
- 2) 品種の優良化：すでに育成、導入した優良品種は、上海の農副業産品の生産量、品質を向上させ、品種を多様化させる。
- 3) 農副業生産に対する科学技術の寄与度を高める：6年前から、農業科学技術の重点研究プロジェクトを確定し、年経費500万元から1993年には700万元に増やした。農業科学技術の成果を生産力に転化するため、上海郊区に10カ所の農業モデル基地とハイテク農業モデル区を設立した。ここでは、生産者と農業科学技術の研究・普及組織の間の相互協力関係を通じ、新品種、新技術、新農芸の研究・普及に取り組んでいる。

b. 農林牧業における外資参入の状況

1993年末までの上海の農業外資企業は58社で、総投資額は1億3,239万ドルである。うち、100%外資企業は9社、投資額は1,919万ドルである。これらの外資を国・地域別で見ると、日本16社、香港16社、台湾13社、アメリカ3社、カナダ3社、イギリス2社、オーストラリア2社、シンガポール、タイ、韓国がそれぞれ1社ずつとなっている。

業種別では、花卉、園芸、盆景（盆栽）などが10社、野菜、果物が10社、水産および水産品が8社、ペット飼養が7社、畜禽飼養が4社、畳が7社、その他が2社となっている。しかし、個別の業種に集中しすぎ、規模が小さく、輸出量も安定していないという問題点

がある。上海の農業の持っているポテンシャル・パワーが十分に利用されていないくらいがうかがえる。

(4) 民間投資のポテンシャル分野

上海の農業は、大都市郊区型農業で、数百万市民の食品に対する需要が、上海の農業のもっとも大きな市場ともいえる。また、上海市の社会経済技術基盤は強く、輸出港としても国内最大である。このことから、上海の農業における民間投資のポテンシャル分野は、野菜の栽培・加工と畜産業の生産・加工といえる。

a. 野菜、果物および花卉、園芸

野菜類の品種が豊富で一年中、新鮮野菜が出荷され、トマト、青豆、なたまめなども加工して輸出している、嘉定ニンニクの国際市場での評判は高い。果物類のなかには、三林塘浜桃、七宝黄金瓜、亭新雪瓜、白鳳桃、南匯水蜜桃などの伝統な銘品種がある。経済作物は、漢方薬材（中薬材）、香料、黄草、席草（むしろを編む材料）、搾菜、ホップ、アスパラガス、蚕桑（養蚕用の桑）、花卉など60あまりの品種がある。また、上海郊区で生産された切花、鑑賞植物等は海外に輸出した実績がある。

上海市の野菜は、国内でもっとも資源豊富、品種多様で、近年、銘・特・優品種の増加が著しく、特に外国から導入した品種の増加が注目されている。施設栽培の品種の導入、育成が今後の課題である。

上海市の野菜面積は15万ムーで、うち、ビニールハウスは2万ムー弱である。しかし、栽培の技術水準は低く、生産性も高くない。また、産品の出荷先が上海の市場であるため、販売価格が低く、経済性も低い。今後の課題は、産品の輸出拡大と経済性の向上である。

b. 畜産業

上海市の畜産業生産は、豚、牛、羊、禽、卵が中心である。豚のなかでは、梅山、楓、沙烏頭、浦東白、上海白などが優良品種といわれる。これらは繁殖率が高く、飼養しやすく、肉質がよく、赤身が多いという特徴がある。また、水牛、乳牛、浦東鶏（九斤黄）、アメリカから導入した大江AA鶏などの優良畜種がある。ほかには、低塩度の海水で養殖したエビが主な輸出品である。

上海市年間の豚出荷量は約400万頭で、うち、輸出が25万頭（香港向け）で自給率は約30%である。現在の生産水準では、豚の出荷までの日数が190～200日、一日平均の体重増加が700g、飼料の転化率が3.5～4.0：1、胴体の赤身率が56～58%である。

上海市の鶏出荷のうち、白い鶏が7,000万羽（うち輸出が4,000万羽）、黄色い鶏が2,000万羽で自給率は70%である。また、産卵鶏は1,200万羽、産卵あひるは600万羽で自給率は約70%である

配合飼料の生産量は、年間約300万トンである。

* 本資料は、前稿で注記したセミナーを開催するにあたり、中国社会科学院農村発展研究所から当協会宛に提出された資料の一部である。

民間企業ベースで農林業投融資を支援

- (1) 本事業は、開発協力事業の推進等本邦民間企業の農林業分野における海外投資を促進することを目的として、昭和62年度から(社)海外農業開発協会が実施している農林水産省の補助事業です。
- (2) 本事業の概要及び適用事例については右の図に示したとおりで、貴社でご検討中の発展途上国における農林業開発事業についてのご相談に応じることができます。
- (3) 民間企業のメリットとなる本事業の特徴は以下のように整理できます。
 - ・海外農業開発協会のコンサル能力を利用できる。
 - ・現地調査経費、国内総括検討等にかかる経費を節減できる。(1/2補助)
 - ・本事業の調査後、開発協力事業等政府の民間融資制度を利用する場合には、その事務がスムーズに進む。
- (4) 本事業による調査後、当協会は貴社のご要請に応じて、政府系融資資金の調達のお手伝いをします。
- (5) なお、平成6年度の本事業による調査実績は次のとおりです。
 - 1) ベトナム・マッシュルーム生産事業調査
 - 2) 中国広東省チップ原料用造林事業調査
 - 3) 中国華中地域暖帯系ポプラ林造成・利用開発事業調査
 - 4) インドネシア西部ジャワ・イチゴ栽培事業調査
 - 5) ベトナム南部地域チップ用造林事業調査
 - 6) 中国福建省チップ原料用造林事業調査
 - 7) コロンビア・ステビア栽培事業調査
 - 8) モンゴル馬肉生産事業調査

相談窓口：(社)海外農業開発協会

第一事業部

TEL：03-3478-3508

農林水産省

国際協力課開発協力班

TEL：03-3502-8111(内線2849)

民間企業・団体

海外における農林業投資案件の検討

(例1)

農作物の栽培事業の実施に当たって対象作物、対象地域等企業内における基礎的検討が必要

(例2)

農畜作物の生産・輸出事業の実施に当たって、当該品目について栽培～加工～流通まで広範な領域についての検討が必要

(例3)

現地関連法人から遊休地の有効利用について協力依頼を受けており、農林業開発の可能性の検討が必要

(例4)

企業内において農業開発の方向性が定められており、詳細な事業計画の策定が必要



海外農林業開発協力促進事業

農林水産省補助事業、補助率：1/2

()

社団法人 海外農業開発協会が実施

農林業投資案件の発掘・形成

1. 現地調査 (当該企業・団体の参加も可)

調査経費の負担

2. 国内検討 (専門家による検討)

国内検討、現地調査及び報告書作成にかかる総経費の1/2を補助



調査報告書



資金調達先

JICA

開発協力事業

OECD

輸 銀

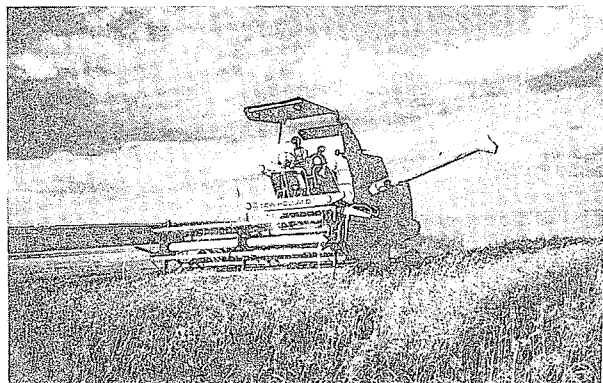
その他

総合農業雑誌

アグロ・ナッセンテ

AGRO-NASCENTE

ブラジルで発行されている
日本語の農業雑誌!!



南米の農業が
次第に注目されてきました。

従来のコーヒー、カカオ、オレンジ、大豆などの他に、熱帯から温帯までの多くの作物が生産されるようになったからです。

南米の農業情報は、日本語唯一の専門誌「アグロ・ナッセンテ」誌で—

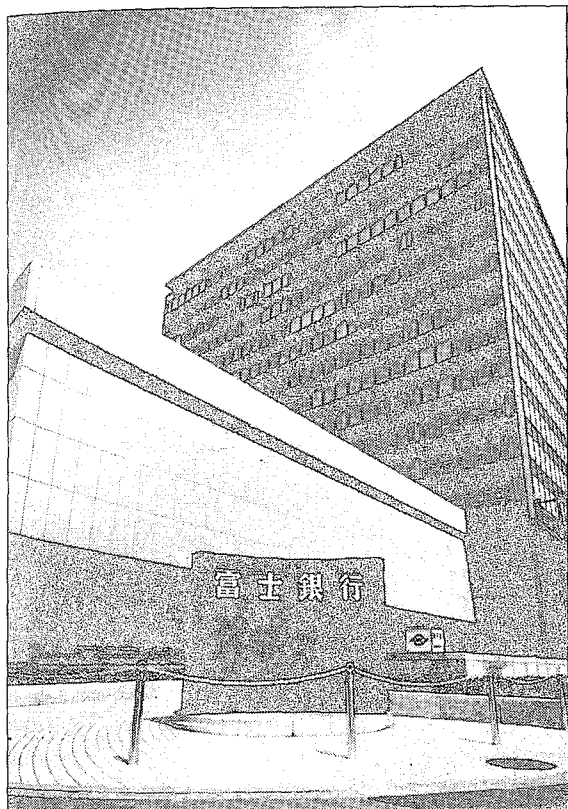
EDITORIA AGRO-NASCENTE S.A.
R. Miguel Isasa, 536 - 1º - S/ 13, 14, 15
CEP 05426 São Paulo Brasil

(日本でのお申込み先)
日本農業新聞サービス・センター
東京都台東区秋葉原2番3号
Tel.: 3257-7134

海外農業開発 第210号 1995. 5. 15

発行人 社団法人 海外農業開発協会 橋本栄一 編集人 小林一彦
〒107 東京都港区赤坂8-10-32 アジア会館
TEL (03) 3478-3508 FAX (03) 3401-6048
定価 300円 年間購読料 3,000円 送料別

印刷所 日本印刷(株)(3833)6971



将来への礎石。

いま未来を見つめて、〈富士〉はみなさまのお役に立つよう力をつくしています。経済の発展に資すべく、多様化するニーズを的確にとらえて歩みつつける〈富士〉。暮らしに、経営に、多岐にわたる〈富士〉のサービスをご活用ください。

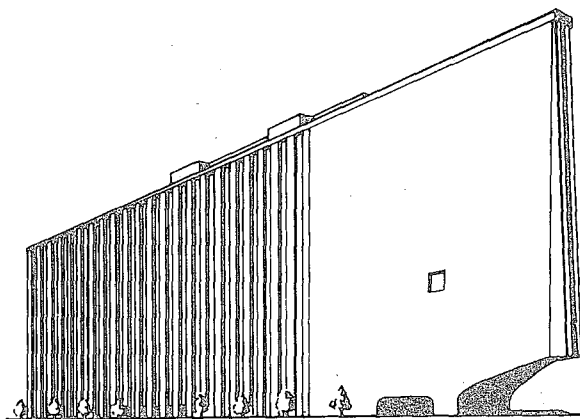


あなたを考えます。

富士銀行

豊かな明日を考える興銀

最新の情報をもとにして、産業の発展、資源開発、公害のない都市づくりなど、より豊かな明日への実現に努力してゆきたいと考えています。



リツキー ワリコー

日本興業銀行

〔本店〕東京都千代田区丸の内1-3-3 ☎03(3214)1111

〔支店〕札幌・仙台・福島・東京・新宿・渋谷・横浜・静岡・名古屋・新潟・富山・京都・大阪・梅田・神戸・広島・高松・福岡

